

【 検 査 】**３５５ 肺血栓塞栓症等に対するフィブリノゲン半定量・定量の算定について**

《令和６年１１月２９日》

○ 取扱い

次の傷病名に対するD006「４」フィブリノゲン半定量又はフィブリノゲン定量の算定は、原則として認められる。

- (1) 肺血栓塞栓症（疑い含む。）又は肺塞栓症（疑い含む。）
- (2) 深部静脈血栓症

○ 取扱いを作成した根拠等

フィブリノゲンは肝臓で産生される血液凝固因子であり、減少すると出血しやすくなり、増加すると血栓ができやすくなる。したがって、出血や血栓形成の指標として、また、DICの診断などで測定されるものであり、肺血栓塞栓症（疑い含む。）又は肺塞栓症（疑い含む。）、深部静脈血栓症に有用である。

以上のことから、肺血栓塞栓症（疑い含む。）又は肺塞栓症（疑い含む。）、深部静脈血栓症に対するD006「４」フィブリノゲン半定量又はフィブリノゲン定量の算定は、原則として認められると判断した。